



# 侵略戦争反対！

## ロシア軍は直ちに撤退を！

2月24日、ロシアのプーチン大統領は隣国ウクライナへの侵攻をロシア軍に命令し、その日のうちにロシア軍がウクライナ国内の軍事基地などを攻撃し、ロシア軍がウクライナ領内に侵攻しました。プーチン大統領は、国際法上の武力行使例外に言及し、①NATO(北大西洋条約機構)の脅威を受けたことに対する個別的自衛権の行使。②ロシアが国家承認した「ルガンスク人民共和国」と「ドネツク人民共和国」がウクライナから攻撃を受けたため、それに対する集団的自衛権の行使と言っています。しかし、①に対しては、NATOはロシアに対して武力攻撃を行っていません。また②に対しては、国家として成立していない二つの「共和国」から要請があっても集団的自衛権の行使はできません。

ロシアの侵略行為は、国連加盟国の主権、独立、領土の尊重、武力による威嚇の禁止を明記している国連憲章に反し、ロシア自身が合意したウクライナ東部問題の平和的解決のために関係国間で結ばれたミンスク合意(2014年、15年)を踏みにじるもので、直ちに撤退すべきです。

戦争で常に犠牲になるのは労働者とその家族です。このような危機的状況を解決するには、日本国憲法9条を実践する平和外交が何よりも求められています。ロシアのように政府が他国への侵略行為に及ぶことへの歯止めが9条であり、「敵基地攻撃」の検討など9条を骨抜きにする自公与党・維新などの策動に断固反対です。日本政府には、ロシアの侵略行為に断固抗議するとともに、憲法9条を活かした対話と協力の外交努力を強めることを改めて求めます。

### 国連憲章 2条 4項

すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。



国労はこの間、反戦・平和と民主主義擁護の闘いに、全力で取り組んできました。1960年代後半のベトナム反戦闘争や70年の安保闘争、戦争法反対の取り組み、憲法9条改悪反対など、平和憲法を守るため頑張っています。

